

令和8年7月21日施行

「危険運転致死傷罪」に数値基準等が盛り込まれました

「危険運転致死傷罪」となります。

右の状況等で人を死傷させる事故を起こすと

アルコール影響正常運転困難状態

現行

アルコールの影響で正常な運転が困難



改正

①身体に基準値（呼気1ℓ中**0.5**mg、血液1mℓ中**1.0**mg）

以上のアルコールを身体に保有する状態で運転

今回、明確化

②その他、アルコールの影響で正常な運転が困難

高速度正常運転困難状態

現行

高速度により正常な運転が困難

改正

①基準値（最高速度が60km/h以下の道路で、**50**km/h超、
最高速度が60km/hを超える道路で、最高速度を**60**km/h
超）を**満たす速度**で運転

今回、追加



②その他、高速度により正常な運転が困難

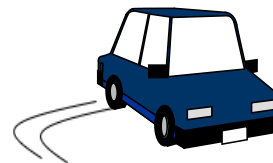
その他の正常運転困難状態

①殊更にタイヤを滑らせ走行（**いわゆるドリフト**）

今回、追加

②殊更にタイヤを浮かせて走行（**いわゆるウィリー**）

今回、追加



罰則

- 人を死亡させた場合：**1年以上の有期拘禁刑**
- 人を負傷させた場合：**15年以下の拘禁刑**